

「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果について

平成 26 年 5 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童 (2,908 人)



5 月 2 日から 9 月 1 日までに居住実態が把握できた児童 (2,684 人)

同一市町村内の関係 部署等の情報共有に より確認できた児童 (1,211 人)	同一都道府県内の関 係機関等の情報共有 により確認できた児 童 (108 人)	他の都道府県内の関 係機関等の情報共有 により確認できた児 童 (78 人)	その他 (例：頻繁な家庭 訪問等により把握 できた場合等) (136 人)	東京入国管理局 に出国状況を照 会し、出国確認 ができた児童 (1,151 人)
--	--	---	---	--

【把握につながる情報を得られた主な調査先】

※把握できた調査先については、複数回答で調査をしているため、児童数は重複あり

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (同一市町村内) | (関係機関) |
| ○母子保健担当 (568 人) | ○幼稚園・学校 (140 人) |
| ○児童手当、児童扶養手当等担当 (322 人) | ○保育所 (98 人) |
| ○児童家庭相談担当 (306 人) | ○医療機関 (44 人) |
| | ○警察 (37 人) |
| (同一都道府県内) | (その他) |
| ○児童相談所 (58 人) | ○親族・友人・近隣住民等 |
| ○他市町村 (36 人) | (182 人) |
| ○都道府県関係部署 (9 人) | |
| (他の都道府県内) | |
| ○他市町村 (47 人) | |
| ○児童相談所 (12 人) | |



9 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童 (224 人)



9 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童のいる自治体への聞き取り等により、10 月 20 日までにさらに 83 人の児童について居住実態が確認できていることが判明 (うち、目視による確認が 38 人、出国記録による確認が 34 人)



10 月 20 日時点で居住実態が把握できない児童 (141 人)

出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項

平成 26 年 1 月

法務省入国管理局

平成 24 年 7 月 9 日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」といいます。）が施行され、これに伴い、外国人登録法が廃止されました。

同日以降の出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項は下記のとおりですので、御協力をお願いします。

記

1 照会窓口等

(1) 照会担当窓口

東京入国管理局調査企画部門

(2) 照会書の送付先

〒108-8255

東京都港区港南 5-5-30

東京入国管理局（出入・登録照会担当）

（注 1）封筒の宛先に「出入・登録照会担当」を必ず記載願います。

（注 2）郵券を貼り、返送先を明記した返信用封筒を必ず同封願います。

（注 3）電話による照会の受付け、回答は一切行っておりません。また、進捗状況に関する問い合わせは業務処理を遅延させる原因となっており、御遠慮願います。

（注 4）持ち込みによる照会は受け付けていません。

(3) 照会書の宛先

東京入国管理局長

（注）照会の宛先は「調査企画部門（首席入国警備官）」ではなく、必ず「東京入国管理局長」としてください。

(4) 照会の対象となる記録等

① 日本人出帰国記録

- ② 外国人出入国記録
- ③ 外国人登録記録
- ④ 外国人登録原票の写し
- ⑤ 在留カード記録・特別永住者証明書記録（在留カード記録等）
- ⑥ 在留カード記録・特別永住者証明書記録の写真（在留カード記録等の写真）

2 照会に当たっての留意事項

(1) 共通事項

ア 照会者の官職・氏名を記載し、公印を押印した公文書により照会願います。公印が押印されていない文書は返戻させていただいています。また、1枚目の裏面と2枚目の表面（添付資料も含む。3枚目以降同様。）に割印（公印によるもの）のない場合、及び訂正箇所にも公印がない場合についても同様に返戻させていただいています。

イ 照会目的及び照会の根拠法令を最小単位まで（例：国税通則法第74条の12→×，国税通則法第74条の12第6項→○）記載願います。記載されていない文書は返戻させていただいています。

（注）記載いただく根拠法令は、業務遂行のための根拠法令ではなく、関係機関に対し、個人情報の提供を求めることができる旨定められている根拠法令を記載してください。

ウ 特に緊急を要する案件については、緊急である旨及びその理由を記載願います。ただし、業務が輻輳している場合等は御要望に応じかねる場合があります。

エ 担当者の氏名（難読氏名についてはふりがなを含む。）及び電話番号（内線番号を含む。）を記載願います。担当者に対し、内容の確認等を行うこともあります。

オ 旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書（一定期間、在留カード等とみなされます。）その他身分事項を確認する資料がある場合は、そのコピーを添付願います。

カ 多数の照会については、小口に分けた上、投函日を分散して照会願います。一度に多数の照会があった場合、他の機関からの照会との関係から、調査着手までに相当の期間を要することがあります。

キ 原則として、「一照会書に一人の人定事項」として願います。やむを得ず、

「一照会書に複数の人定事項」として照会する場合は、人定事項に「1, 2」等の項番を付して照会してください。この場合にあっても、一つの照会書に外国人と日本人の対象者が混在していると事務処理が煩雑になるため、区分して照会するよう御協力をお願いします。

(2) 照会事項別の留意事項

ア 日本人出帰国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍及び本籍

国籍を「日本」と記載してください。また、判明している場合には、本籍地を記載してください。

② 氏名

旅券上の英字氏名を記載してください。また、判明している場合には、旅券番号も併せて記載してください。

日本人出帰国記録は、旅券上の英字氏名でのみ検索が可能です。漢字氏名のみを記載して照会された場合には検索できません。(注)特に、外国人の配偶者・子である日本人、帰化日本人については、氏名が外国人のラストネーム、ファーストネームになっている場合には、旅券上の英字氏名が判明しないと検索できません。

③ 生年月日(西暦)

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、旅券番号、出帰国年月日、出帰国港等を記載してください。

(イ) 電算入力項目(下記3(1)を参照)について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去5年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出帰国記録を要する照会する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います(例:「税徴収の居住者判定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」,「国民健康保険加入期間算定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」)。

イ 外国人出入国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

(注1) 外国人に係る電算上の国籍・地域は、通常、直近の在留関係の許可時の国籍・地域に対応しています。入国後、在留関係の申請を行っていない外国人の場合は、入国時に使用した旅券に対応しています。

中国については次のとおりとなります。

中華人民共和国護照 中国

香港SAR旅券 中国（香港）

マカオSAR旅券 中国（その他）

中華民国（台湾）護照 台湾

(注2) 改正法施行前に外国人登録を行い、その後に在留関係の申請を行っていない外国人に係る電算上の国籍・地域は、外国人登録証明書上の国籍表記となります。

この場合、中国については、中国（本土）、中国（香港）、中国（その他）いずれも「中国」となります。また、台湾については、「中国」となるときと、「台湾」となるときがあります。

② 氏名

中国人及び韓国・朝鮮人については英字氏名及び漢字氏名、その他の国籍の外国人については英字氏名を記載してください。

なお、通称名のみでは、調査できません。また、2002年4月以降に新規入国した中国人、韓国・朝鮮人の外国人出入国記録上の氏名については英字氏名のみ場合がありますので、旅券上の英字氏名を必ず記載してください。

記載方法の例

○ 中国人及び韓国・朝鮮人

姓 名 (Last Name, First Name)

○ その他の国籍の外国人

Last Name, First Name, Middle Name

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、出入国年月日、出入国港、出入国記録番号（E D番号）、在留カード番号、特別永住者証明書番号、旧外国人登録証明書番号を記載してください。

- (イ) 電算入力項目（下記3（2）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去5年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出入国記録を要する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います。

ウ 外国人登録記録

- (ア) 照会書には次の事項を記載願います。

- ① 上記イ（ア）①から④までと同様の事項を記載願います。
- ② その他参考事項

判明している場合は、外国人登録番号、居住地を記載してください。

- (イ) 外国人登録記録の電算入力期間は、1981年10月1日から2012年7月8日までとなります。また、外国人登録法廃止後は、外国人登録記録は更新されませんので、その点御注意願います。

エ 外国人登録原票の写し

- (ア) 照会書には上記ウ（ア）①及び②と同様の事項を記載願います。

※外国人登録原票に含まれる個人情報、特に外国人登録記録として電算入力されている項目以外の項目について必要とする場合には、必要とする項目（外国人登録記録で回答可能な項目以外のもの）を特定し、具体的な照会理由及び必要性について記載願います。提供の適否について、照会の根拠となる法令の趣旨に沿って判断いたします。

- (イ) 1981年10月1日以降の記録のうち、下記3（3）の記録のみが必要であり、かつ、外国人登録原票上の写真を必要としない場合には、外国人登録原票の写しを照会するのではなく、上記ウの外国人登録記録のみを照会願います。

- (ウ) 回答の対象となる外国人登録原票は、最後に作成された外国人登録原票のみとさせていただきます。それ以前の外国人登録原票について、照会書に特段の理由・必要性について記載があれば対応させていただきます。

- (エ) 判明している場合は、外国人登録原票の閉鎖年月日、閉鎖理由及び最終登録地

を記載願います。

オ 在留カード記録・特別永住者証明書記録（在留カード記録等）

照会書には，上記ウ（ア）①及び②と同様の事項を記載願います。

カ 在留カード記録・特別永住者証明書記録の写真（在留カード記録等の写真）

照会書には，上記ウ（ア）①及び②と同様の事項を記載願います。

3 回答事項

下記（１），（２），（３）及び（５）については，電算入力事項等に基づいて回答するため，回答事項は次のとおりとなります。これ以外の記録（４）及び（６）については，回答を必要とする項目及びその理由について具体的に記載願います。記載にないとき又は必要性が判然としないときは，回答を控えさせていただく場合があります（一部の項目について回答を控えさせていただく場合もあります。）。

（１）日本人出帰国記録

- ① 氏名（旅券上の英字氏名）
- ② 生年月日（西暦）
- ③ 性別
- ④ 旅券番号
- ⑤ 出帰国年月日
- ⑥ 出帰国港
- ⑦ 出帰国に航空機を利用した場合は，使用航空機便名及び乗降機地
本項目は，保有している情報のみの回答となります。

（２）外国人出入国記録

- ① 国籍・地域
- ② 氏名
 - i 中国人及び韓国・朝鮮人
 - (i) 改正法施行前に外国人登録を行っている場合 漢字及びカタカナ
 - (ii) 2002年3月以前に新規入国した場合（(i)を除く。） カタカナ
 - (iii) 2002年4月以降に新規入国した場合（(i)を除く。） 英字
 - ii その他の外国人 英字（Last Name, First Name, Middle Nameの順）
- ③ 生年月日（西暦）

- ④ 性別
- ⑤ 住居地
- ⑥ 出入国年月日
- ⑦ 出入国港
- ⑧ 出入国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地
本項目は、保有している情報のみの回答となります。

(3) 外国人登録記録

以下の事項に関する外国人登録記録の履歴（外国人登録法廃止以前の情報ですので御注意ください。）を回答します。

- ① 国籍・地域
- ② 氏名
 - i 中国人及び韓国・朝鮮人 漢字及びカタカナ
 - ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)
- ③ 生年月日（西暦）
- ④ 性別
- ⑤ 外国人登録番号
- ⑥ 居住地
- ⑦ 在留資格
- ⑧ 在留期限
- ⑨ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(4) 外国人登録原票の写し

最後に作成された外国人登録原票の写し。

回答項目が少ない場合には、その項目だけを抜き出して回答する方法で回答させていただく場合があります。照会書において提供を求められていない項目や、照会書に記載いただいた照会理由及び必要性についての説明では、当方で照会の根拠となる法令の趣旨に沿って検討した結果、その必要性があると判断することができない項目については、その項目についてマスキングした写しを作成し、回答させていただく場合があります。

(5) 在留カード記録・特別永住者証明書記録（在留カード記録等）

- ① 国籍・地域

- ② 氏名
英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)
- ③ 生年月日 (西暦)
- ④ 性別
- ⑤ 在留カード等番号及び期限
- ⑥ 住居地
- ⑦ 在留資格
- ⑧ 在留期間 (満了日)

(6) 在留カード記録・特別永住者証明書記録の写真 (在留カード記録等の写真)

- ① 在留カード記録等に係る当局記録保管の最新の写真
- ② 国籍・地域
- ③ 氏名
- ④ 生年月日
- ⑤ 性別
- ⑥ 番号

4 回答書の内容

回答書の内容は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき管理されている個人のプライバシーに係る情報であり、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的及び照会目的以外に使用したりすることのないよう、厳格に取り扱い願います。

本留意事項については貴庁内で回覧・周知方願います。

FAQ（よくある質問事項とその回答）

Q 1 出入（帰）国記録に使用航空機便名及び乗降機地が記載されていないが。

A 1 日本人出帰国記録については 2001 年 7 月 1 日から，外国人出入国記録については 2004 年 1 月 1 日から，記録の早期取得化のため取得方法が変わり，同情報を電算記録に取り込まなくなりました。また，2005 年 1 月 4 日以降は事前旅客情報システム（A P I S）により航空会社から情報の送信があった場合のみ記録されておりますので留意願います。

Q 2 日本人出帰国記録の旅券番号が本人の所持する旅券番号より 1 桁多いのはなぜか。

A 2 末尾がチェックデジットになっているためです。

Q 3 寄港地上陸許可・通過上陸許可は回答記録の範囲になっているか。

A 3 2004 年 1 月 1 日以降であれば，東京入国管理局において回答可能ですが，これ以前の記録については，当該許可を行った地方入国管理官署宛照会願います。

また，在留資格審査・退去強制手続の詳細，退去命令記録等地方入国管理官署限りで保有している記録に関するものについても，当該地方入国管理官署宛問い合わせ願います。

Q 4 中国人や韓国人について，漢字氏名のみで照会した場合の回答はどのようになるか。

A 4 当該外国人が 2002 年 4 月以降新規入国している場合には，当該出入国記録は回答書に反映されない場合がありますので，可能な限り英字表記氏名を特定した上で照会願います。回答可能な記録は，記録上漢字氏名が入力されているもののみとなります。

Q 5 中国人や韓国人について，英字氏名のみで照会した場合の回答はどのようになるか。

A 5 2002 年 4 月以降に新規入国している出入国記録については，全て回答書に反映されますが，それ以前の記録については，反映されません。回答可能な記録は，記録上英字氏名が入力されているもののみとなります。

Q 6 照会対象者が旅券を所持しておらず，その氏名が 〈Last Name〉 ， 〈First Name〉 ，

《Middle Name》のほかに4つ目、5つ目の氏名が付いている場合は、回答時間は遅くなるか。

A 6 氏名が上述のように3つ目までの場合は、最大で6通りの組み合わせについて、各記録を検索することとなりますが、更に質問のような場合は、24～60通りの大量の検索を行う必要がある可能性があり、この場合通常の場合に比べ回答まで相当時間がかかります。

Q 7 外国人の出国日について確認したいが、調査期間を特定することが困難な場合はどのように照会すればよいか。

A 7 外国人出入国記録に加え、外国人登録記録、在留カード記録又は特別永住者証明書記録を照会願います。同記録については照会対象期間に制限はなく、電算に入力されている被照会者全ての記録を回答していることから、同記録から出国日を確認できる可能性があります。

出入(帰)国記録等の照会に関するQ&A

【根拠法令】

問1 出入(帰)国照会を行う場合は、照会目的及び照会の根拠法令を記載することとされていますが、照会の根拠法令は、どのようなものがありますか。

(回答)

- ① 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第8条第1項の「法令に基づく場合」に該当すると思われるもの。
 - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の3（資料又は情報の提供等）

- ② 法第8条第2項第3号の「法令の定める事務又は業務」に該当し得るとと思われるもの（法第8条第2項第3号に基づく回答については、問2を参照願います。）。
 - ・児童福祉法第10条第1項第1号（市町村の業務）
 - ・児童福祉法第11条第1項第2号ハ（都道府県の業務）
 - ・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第3項（調査）
 - ・学校教育法施行令（昭和28年政令340号）第1条第1項（学齢簿の編製）

問2 出入(帰)国記録照会を行うに当たり、調査や資料の提供等に関する根拠法令がない場合でも、回答してもらうことはできますか。（例えば、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項第3号（利用及び提供の制限）において、地方公共団体が法令に定める業務の遂行に必要な限度で利用する場合などでも認められる場合があると思われます。）

(回答)

照会の根拠法令がない場合でも、法第8条第2項の各号のいずれかに該当するのであれば、回答を行うことは可能です。

なお、法第8条第2項第3号に基づき回答を行う場合には、照会に係る事務に関し、「法令に定める事務又は業務」における必要性を判断する必要がありますので、照会に当たっては、照会に係る事務又は業務を定める法令を記載するとともに、照会対象者に係る住民票、学齢簿の写し等照会の必要性を明らかにする資料を添付願います。

【回答期間】

問3 出入(帰)国記録照会について、標準的な回答期間はどのくらいですか。

(回答)

2週間程度で回答するよう努めているところですが、照会の内容により、また、短期間に大量の照会や多数の照会対象者が記入された照会書が寄せられた場合は、それ以上の期間を要することもあります。

【身分事項の一部不明】

問4 外国籍の児童について、旅券上の英字氏名が不明の場合、1回の出入国記録照会で、推測される複数の英字氏名での照会を依頼することはできますか。

(回答)

照会可能です。ただし、把握されているカナ氏名についても記載願います。

問5 居住実態が把握できない児童のうち、外国籍の児童については、住民票上の氏名のみ判明しており、旅券上の英字氏名が不明である場合も多く見られますが、このような児童について、国籍・生年月日・性別・その他参考事項から出入国記録照会をすることはできますか。また、氏名以外の照会事項が一部不明の場合でも出入国記録照会をすることはできますか。

(回答)

氏名、国籍及び生年月日の記載がない照会については、個人の特定が不可能なため、回答することはできません。このため、氏名（推測される氏名でも可）、国籍及び生年月日は必ず記載してください。氏名の一部が完全に一致しないときでも、国籍、生年月日、その他の事項（住民票上の住所、外国人登録番号又は在留カード番号）から同一人と判断できる者については、回答を行うことが可能ですので、身分事項に限らず、照会対象者の特定に資すると思われる情報（住所、外国人登録番号、在留カード番号等）があれば、記載してください。

【照会対象者】

問6 居住実態が把握できない児童に関する調査に当たり、例えば児童が乳幼児の場合には児童単独で出国しているとは考えにくいいため、保護者の出入(帰)国記録照会も併せて行いたいと考えますが、世帯分をまとめて照会することはできますか。できる場合は、どのように照会すればよいです

か。

(回答)

保護者等の出入(帰)国記録を照会することが必要と判断される場合には、必要な限度で複数人の出入(帰)国記録を同時に照会することは可能ですが、その際は、保護者の出入(帰)国記録を必要とする理由を明記してください。

なお、照会の理由等により判断の上、回答を差し控えさせていただく場合があります。また、照会書の記載方法については、「出入(帰)国記録等に係る照会に当たっての留意事項」記2(1)キを参照願います。

【類似人に関する情報】

問7 居住実態が把握できない児童に関する調査として、出入(帰)国記録照会を行った結果、氏名については不一致だったものの、生年月日や性別、その他参考事項が一致した児童について、氏名や出入(帰)国に関する情報を参考として提供してもらうことはできますか(当該児童の把握につながる新たな情報として調査を進めることができる可能性がある。)

(回答)

国籍、生年月日その他の事項から同一人と判断できる者については、回答を行うことが可能です。同一人と判断できない場合は、照会対象者ではない第三者の個人情報を保護する必要性もあり、情報提供を差し控えることとなります。

【二重国籍者】

問8 日本国籍との二重国籍を持つ児童について、どの国の国籍か分からない場合には、照会書にどのように記載すればよいですか。

また、地方公共団体において、当該児童が二重国籍であることを把握しておらず、日本国籍の者として照会した場合、日本人としての出帰国記録だけでなく、外国人としての出入国記録についても回答を受けることはできますか。

(回答)

照会書には国籍の記載が必須ですが、国籍が分からない場合は、推測される国籍(例：児童の父親が外国人である場合、当該父親の国籍)を併記(日本又は〇〇国人)して差し支えありません。

推測される国籍が記載されている場合には、その推測の根拠となる事実(上記の例では、父親が外国人であること)、外国籍の親の英字氏名その他の事項

から、同一人と判断できる者に限り回答を行うことが可能です。

また、当局の調査及び回答は、照会書に記載された身分事項に基づいて行うことを原則としていますので、日本国籍の者として照会を受けた場合には、外国人としての調査は行っておらず、日本人としての出帰国記録の調査結果のみを回答することとなります。

※外国旅券上（外国籍）の氏名は、住民票上の氏名と異なっていることが多いため、照会に際しては御留意願います。

【照会・回答の対象期間】

問9 居住実態が把握できない児童について、海外で出生した後、一度も日本に入（帰）国していないと思われる児童の所在把握が困難となっています。このような児童の回答対象期間については、当該児童の出生日（生年月日）から照会日の当日までとなりますが、5年を超える期間を照会する必要性については、「海外で出生した児童であるが、出生以降の居住実態が把握できないため、出生日に遡っての確認が必要」という記載で認められますか。

（回答）

質問にある理由であれば、回答は可能です。ただし、原則として調査日の過去5年間分が回答期間ですので、一律に出生日に遡っての照会とするのではなく、真に必要な期間を照会願います。

なお、照会対象期間が長期間の場合、回答に時間を要することがありますので御留意願います。

（参考）照会書の記載例

出生日が過去5年より前で出生以降の所在が不明な場合

- ・当市（当委員会）では、児童の所在が出生以降把握できない状態となっているため、過去5年間の出入（帰）国記録を調査する必要がある。なお、過去5年間において出入（帰）国記録がない場合には、直近の出入（帰）国年月日又は出生日から調査の上、回答願う。

その他

- ・〇年〇月に××の手續をしているところ、同日以降の所在が不明であることから、〇年〇月以降の調査を必要とするもの。
- ・現在は所在不明となっているが、〇年〇月〇日に出国したとの情報を得ていることから、〇年〇月以降の出入（帰）国の調査を必要とする。

問10 「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」によれば、回答対象期間は通常調査日の過去5年間分とあり、必要に応じて遡って出入

(帰)国記録照会を行うことができますとありますが、具体的にどの程度の期間まで遡ることができますか。また、5年を超える期間を照会する必要性については、「居住実態が把握できない児童のため、その所在及び安全等の確認に必要」という記載で認められますか。

(回答)

遡る期間は個別の事案について必要な期間ですので、一律に遡及期間を示すことはできませんが、問9のように、回答対象期間を児童の誕生日からとすることも可能です。また、必要性については、問9の参考記載例のように、過去5年を超える記録を必要とする理由を具体的に記載してください。

【入国後の居住先】

問 11 日本に再入国した外国人の中には、住民票のある住所地へ戻って来ない者もいるとも考えられますが、再入国時に、日本での居住先を情報として取得していますか。取得している場合、情報提供してもらうことはできますか。

(回答)

再入国許可（みなし再入国を含む。）による入国の際には、外国人から提出される再入国入国記録（用紙）に、日本の住居地について記載する欄はなく、日本の住居地に関する情報は取得していません。

【米軍基地からの出入(帰)国】

問 12 居住実態が把握できない児童やその母親が米軍関係者と共に米軍基地から出入(帰)国した場合、その記録を入国管理局において把握していますか。また、把握している場合、通常の出入(帰)国記録と同様に回答を受けられますか。

(回答)

当該児童や母親が日本人であれば、出帰国記録の回答を行うことができます。

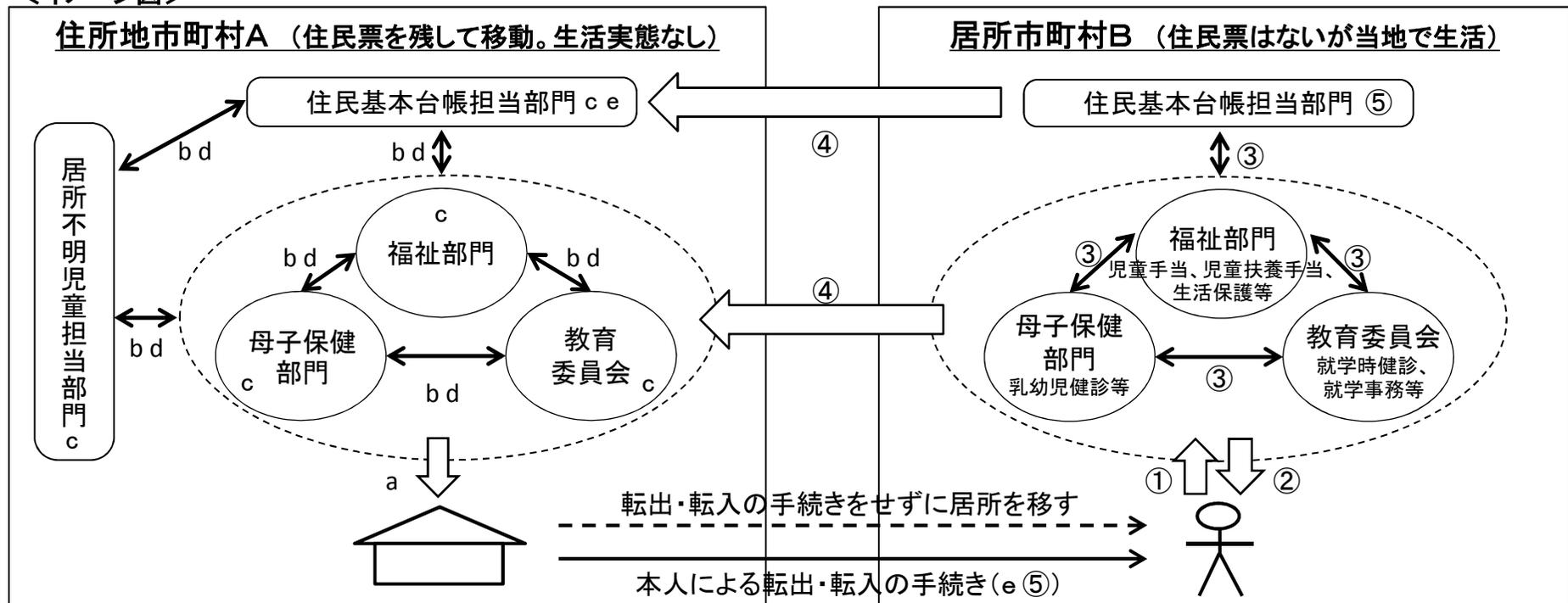
当該児童や母親が外国人であり、日米地位協定該当者として出入国していた場合は、出入国記録を保有していないため、照会を受けても、「出入国記録は見当たらない」という回答になります。

「居住実態が把握できない児童」の市町村間の情報共有の取組について

【総務省・文科省・厚労省】

- 居住実態が把握できない児童で、市町村の庁内の関係部門による情報共有、調査等を行っても所在が把握できないものは、海外に出国している場合を除き、転出・転入の手続きをしないまま他の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。
- この場合、居所市町村において、母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、学校に通っていること等が考えられる。
- このため、居所市町村において把握した居住実態を住所地市町村と情報共有するなどして、居住実態の把握に努める。

<イメージ図>



- a 居住実態が把握できない児童(家庭)の存在を確認
- b 庁内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施(居所不明児童担当部門で情報を集約・整理)
- c 居所市町村からの④の情報提供を受け、保有情報と照合
- d 居住実態が把握できた旨を庁内の関係部門間で情報共有
- e 本人による転出手続き

- ① 母子保健や児童福祉サービスの申込、就学手続き等
- ② ①の際に転入手続きについての状況確認及び助言
- ③ 庁内の関係部門間で情報共有
- ④ 住所地市町村へ連絡
- ⑤ 本人による転入手続き

} ※

※市町村間での情報共有は、DV等による避難等の事情を背景に本人が同意しないことに合理的な理由があると認められる場合は、本人の意向を尊重。